

第3類（杏林大学大学院保健学研究科履修規程）

○杏林大学大学院保健学研究科履修規程

制定	平成 7年	9月28日	
改正	平成12年	9月18日	平成13年12月17日
	平成20年	3月10日	平成22年 3月15日
	平成24年	3月19日	平成25年 3月25日
	平成29年	3月13日	令和 元年11月20日
	令和 2年	1月20日	

（目的）

第1条 この規程は杏林大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条第1項の規定に基づき、杏林大学大学院保健学研究科（以下「研究科」という。）における履修方法について定めることを目的とする。

（主科目と副科目）

第2条 研究科の授業科目は、当該専門分野の授業科目及び研究科共通の授業科目を主科目とし、それ以外の授業科目を副科目とする。

（授業科目と単位）

第3条 授業科目及び単位数については、大学院学則別表2-1、2-2、2-3及び2-4の定めるところによる。

2 平成24年度以降の入学生においては以下の各号による。

- (1) 保健学専攻博士前期課程では、主科目のうち指導教授の担当科目4単位以上を選択必修、特別研究4単位を必修とする。
- (2) 保健学専攻博士後期課程では、主科目のうち6単位以上を選択必修とする。
- (3) 看護学専攻博士前期課程では、専門看護師を目指す者にあつては主科目のうち5科目18単位を必修、専攻共通科目のうち4科目8単位以上を選択必修、特別研究4単位を必修とする。それ以外の者は、主科目のうち指導教授の担当科目4単位以上を選択必修、特別研究4単位を必修とする。
- (4) 看護学専攻博士後期課程では、統計学Ⅰ（2単位）、指導教授の担当科目（4単位）、ジャーナルクラブⅠ・Ⅱ（各2単位）、特別研究Ⅰ（4単位）、特別研究Ⅱ（2単位）及び特別研究Ⅲ（2単位）を必修とする。
- (5) 各 Semester で履修すべき最低単位数を博士前期課程にあつては4単位、博士後期課程では2単位とする。ただし最終 Semester を除く。

3 平成25年度以降の看護学専攻博士前期課程の入学生においては以下の各号による。

- (1) 専門看護師を目指す者にあつては主科目のうち24単位を必修、専攻共通科目のうち14単位以上を選択必修とする。それ以外の者は、主科目のうち指導教授の担当科目4単位以上を選択必修、特別研究4単位を必修とする。
- (2) 各 Semester で履修すべき最低単位数を4単位とする。ただし最終 Semester を除く。

4 平成29年度以降の入学生においては以下の各号による。

- (1) 保健学専攻博士前期課程では、主科目のうち指導教授の担当科目4単位以上を

第3類（杏林大学大学院保健学研究科履修規程）

選択必修、特別研究4単位及び研究科共通科目の研究倫理2単位を必修とする。

- (2) 保健学専攻博士後期課程では、主科目のうち6単位以上を選択必修、特別研究Ⅰ（4単位）、特別研究Ⅱ（2単位）及び特別研究Ⅲ（2単位）を必修とする。
- (3) 看護学専攻博士前期課程では、専門看護師を目指す者にあつては主科目のうち24単位を必修、専攻共通科目のうち14単位以上を選択必修とする。それ以外の者は、主科目のうち指導教授の担当科目4単位以上を選択必修、特別研究4単位及び研究科共通科目の研究倫理2単位を必修とする。
- (4) 看護学専攻博士後期課程では、統計学Ⅰ（2単位）、指導教授の担当科目（4単位）、ジャーナルクラブⅠ・Ⅱ（各2単位）、特別研究Ⅰ（4単位）、特別研究Ⅱ（2単位）及び特別研究Ⅲ（2単位）を必修とする。
- (5) 各 Semester で履修すべき最低単位数を博士前期課程にあつては4単位、博士後期課程では2単位とする。ただし最終 Semester を除く。

（履修申告）

第4条 授業科目の履修にあつては指導教授の承認を受け、所定の期日までに履修申告を行わなければならない。

（他の研究科等の履修）

第5条 本学の医学研究科、国際協力研究科及び本学以外の大学院などの教育研究施設の授業科目を履修し単位を取得する場合は、事前に指導教授を通じて保健学研究科長に申し出て許可を得なければならない。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は副科目として認められる。

（成績評価）

第6条 履修科目の総合判定はS、A、B、C、Dの5段階の評語で示される。

- 2 前項の各評語は、総合判定を100点とした場合、Sが90点以上、Aが80点以上90点未満、Bが70点以上80点未満、Cが60点以上70点未満、Dが60点未満若しくは定期試験欠席を意味し、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。
- 3 本学の他研究科及び本学以外の大学院等で修得した授業科目（単位）を認定した場合の評語はNとする。

（総合成績評価）

第6条の2 前条の成績の評価に対して次の各号に基づいたグレード・ポイント（以下「GP」という。）を設定し、下記計算式によりGPの平均（グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。））を算出することで、総合成績評価を行う。

- 2 成績の評価に対するGPは、Sが4点、Aが3点、Bが2点、Cが1点、Dが0点とする。
- 3 GPAを算出する基準は、次のとおりとする。

$$GPA = \left\{ \left(\text{各学期に評価を受けた科目のGP} \right) \times \left(\text{当該科目の単位数} \right) \right\} \text{の累計} / \left\{ \text{各学期配当の履修登録科目の単位数の合計} \right\} \text{の累計}$$

（論文及び特定の課題についての研究成果の審査要件）

第7条 論文及び特定の課題についての研究成果の審査要件は以下の各項による。

第3類（杏林大学大学院保健学研究科履修規程）

- 2 博士前期課程においては、2年以上在学し30単位以上を修得した者又は当該 Semester 内にこの条件を満たす見込の者は修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査を受けることができる。ただし、特定の課題についての研究の成果の審査は、看護学専攻博士前期課程の専門看護師を目指すもの、又は保健学専攻博士前期課程の専修免許状取得を目指すものに限る。
- 3 博士後期課程においては、3年以上在学し20単位以上を修得した者又は当該 Semester 内にこの条件を満たす見込の者は博士論文の審査を受けることができる。
- 4 特に優れた研究業績を挙げた者については、大学院学則第26条第1項及び第26条の2第1項第2号のただし書きによることができる。

（論文審査手続）

第8条 論文の審査を受ける者は論文の提出に先立って指定の期日までに論文題目を申告しなければならない。

- 2 学位論文の審査を受ける者は前項の手続きを行った後、指定された期日までに杏林大学学位規程第8条の規定にかかわらず学位論文の原本1部及び原本と同じもの3部を研究科長に提出しなければならない。
- 3 研究科長は審査に当たり公開発表会を開催しなければならない。

（博士論文）

第9条 博士論文の審査等に関する細部の取扱いについては別に定める。

（その他）

第10条 研究科の履修について大学院学則及びこの規程に定めのない事項は、すべて研究科委員会の定めに従うものとする。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、研究科委員会で審議し、決定するものとする。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第3類（杏林大学大学院保健学研究科履修規程）

2 この規程は、平成25年4月1日以降の入学生に適用し、平成24年9月15日以前の入学生については、改正前の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。